

## 令和7年度介護保険法に基づく介護医療院の基準に係る県条例の改正等の概要について

令和8年2月 医療介護基盤課

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「薬機法」という。）の一部が改正されたことに伴い、介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年広島県条例第4号）にある引用条項が変更されることとなった。

このため、当該引用条項の整理を行うよう条例を改正した。

### 1 改正される条例及びその内容

介護保険法に基づく介護医療院の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

第15条第1項第6号（診療の方針）

別に知事が定める医薬品以外の医薬品を入所者に施用し、又は処方してはならない。

ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十七項に規定する治験に係る診療において、当該治験の対象とされる薬物を使用する場合には、この限りでない。

→第二条第十八項

### 2 施行期日

公布の日